

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(以下「本会」という。)におけるコンプライアンスに関する原則を定めることにより、その推進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本会におけるすべての会員及び役職員に適用する。

(法令等の遵守義務)

第3条 会員及び役職員は、法令等及び社会的規範を遵守しなければならない。

(役員及び会員の役割)

第4条 役員は、コンプライアンスに関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、本会のコンプライアンス態勢の確立のために適切な役割を果たす。

2 会員及び職員は、常にコンプライアンスを意識して活動や職務を行う。

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンスの態勢整備及び推進のためにコンプライアンス委員会を設置する。

2 コンプライアンス委員会は、副会長、業務執行理事、総務委員長、個人情報保護推進委員会委員長及び事務局代表をもって構成し本部におく。その事務は事務局が行う。

3 コンプライアンス委員会委員長は、副会長の間で協議により決定する。

(基本事項の決定)

第6条 本会におけるコンプライアンスの推進等に関する基本事項は、コンプライアンス委員会で決定する。

(法令等遵守責任者)

第7条 本部各委員会等の委員長・所長及び各支部の支部長を法令等遵守責任者とする。

(法令等遵守状況等の検証)

第8条 コンプライアンス委員会は、法令等遵守責任者から運営の適正確保を推進するために必要なモニタリングを実施するとともにその法令等遵守状況の報告を求める。

(法令違反等の報告)

第9条 法令違反等の不適事象を発見した会員及び役職員は、次の通り速やかに報告しなければならない。

(1) 不適事象を発見した会員は所属する本部委員会等、または支部の法令等遵守責任者へ報告する。

(2) 不適事象の報告を受けた法令等遵守責任者は、第一報をコンプライアンス委員会委員長へ報告するとともに、事実関係等の確認に着手する。また、役職員が不適事象を発見した場合は、コンプライアンス委員会委員長へ報告する。

(3) 不適事象の報告を受けたコンプライアンス委員会委員長は、会長及びすべてのコンプライアンス委員へ連絡するとともに当該法令等遵守責任者へ、7日以内に確認結果を報告するように指示する。

(4) 指示を受けた法令等遵守責任者は、確認結果をコンプライアンス委員会委員長へ報告する。

2 法令違反等の不適事象とは次のいずれかの事象をいう。

(1) 法令違反、またはそのおそれのある事象

(2) 定款をはじめ本会の定める諸ルールへの重大な違反等、本会の業務の適切な運営に支障をきたすおそれ

のある事象

(法令違反等への対応)

第10条 法令違反等の不適事象への対応は次の通りとする。

- (1) コンプライアンス委員会は受け付けた報告について適切な対応を検討し、当該事象が発生した本部委員会等、または支部の法令等遵守責任者へ対応を指示する。また、これに併せて関係者へも必要な指示をする。
- (2) 指示を受けた法令等遵守責任者は当該事象の解決を図るとともにその対応状況及び結果をコンプライアンス委員会へ報告する。
- (3) コンプライアンス委員会は、対応結果を会長へ報告するとともに詳細に原因を究明したうえで再発防止策を講ずる他、必要に応じて関係所管への届出等を行う。
- (4) コンプライアンス委員会は行為者への懲戒手続きについて、理事会承認のうえ、行為者本人へ懲戒文書を発行する。

(懲戒)

第11条 前条の懲戒手続きの内容は、会員、代議員、理事、職員の情状により次のとおりとする。

- (1) 会員については、定款第11条に則り、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。また、立入制限（一定期間又は永久に、本会の事務所および関連するイベント等の会場への立ち入りを禁止又は制限）または資格の停止（一定期間又は永久に、本会における資格を停止）することができる。
- (2) 代議員については、定款第17条に則り、社員総会の決議によって当該代議員を解任することができる。また、立入制限（一定期間又は永久に、本会の事務所および関連するイベント等の会場への立ち入りを禁止又は制限）または資格の停止（一定期間又は永久に、本会における資格を停止）することができる。
- (3) 理事については、戒告に処することができる。また、立入制限（一定期間又は永久に、本会の事務所および関連するイベント等の会場への立ち入りを禁止又は制限）または資格の停止（一定期間又は永久に、本会における資格を停止）することができる。
- (4) 職員については、就業規則に従い戒告、減給、諭旨退職、又は懲戒解雇とする。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は理事会が決定する。

(附則)

第1条 この規程は平成23年5月10日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

第2条 本規程は、平成27年3月7日に改定し、平成26年11月30日から施行する。

第3条 本規程は、2019年5月11日に改定し、2019年5月11日から施行する。

第4条 本規程は、2020年6月13日から施行する。